

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2023年（令和5年）3月30日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば、次のとおりである。

- (1) 福山市長が認知症対応型共同生活介護事業所A（以下「本件施設」という。）新築工事に対し、違法・不当な補助金を本件施設の運営会社であるB株式会社（以下「本件補助事業者」という。）に支払ったか、若しくは支払おうとしている。

2021年（令和3年）12月に福山市保健福祉局が策定した「社会福祉施設整備マニュアル」によれば、本件補助事業者は、入札の案内をする指名業者に対して、最低制限価格の設定を明らかにすることが要請されており、入札の結果（入札業者名、落札者、入札金額、予定価格及び最低制限価格）については速やかに公表しなければならないとされている。本件施設新築工事に係る入札（以下「本件入札」という。）においては、入札参加者に対し、最低制限価格の設定は知らされておらず、入札結果についても公表されていない。このような工事に補助金が使われることは違法又は不当な補助金の支出である。この補助金が支払われることにより福山市は同額の損失を受けることになる。

よって、未だ支出がなされていなければその支出を取りやめ、既に支払がなされているなら福山市に返還させる措置を取ってほしい。

- (2) 本件入札の開札前に入札参加者数社から送られてきた入札書を本件補助事業者の職員が開封し、入札書に記載されていた入札金額が漏えいしている疑いがあり、到底公正な入札とは言い難い。このような事態は、介護保険課の職員の入札手続に対する監督不行き届きが原因と考えられ、同課の職員のしかるべき処分を求める。

第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

市長が、2023年（令和5年）3月31日付けで行った本件補助事業者に対する地域介護総合確保事業補助金に係る交付決定（福山市地域介護総合確保事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条の(1)地域密着型サービス等整備助成事業の表に掲げる事業に該当する部分に限る。以下「本件交付決定」という。）及び本件交付決定に基づく補助金（以下「本件補助金」という。）の支出とする。

(2) 本件交付決定に係る補助事業の実施に当たり、本件補助事業者による本件入札の手續に不備があったかどうか。

(3) 本件入札の手續に不備があった場合に、本件交付決定を行い、本件補助金を支出し、又は支出しようとするのが違法又は不当であると言えるか。

2 監査対象部局

保健福祉局長寿社会応援部

第4 監査委員の交代

監査委員のうち、2023年（令和5年）5月9日付けで大田祐介委員及び生田政代委員が退任し、同日付けで池上文夫委員及び連石武則委員が就任した。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

- 1 自治法第 242 条第 7 項の規定により、請求人から監査請求補充書及び新たな証拠が提出されるとともに、2023 年（令和 5 年）4 月 17 日に請求人が請求の要旨を補足する陳述を行った。
- 2 陳述等の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 請求人は、建設業を営んでおり、本件入札に参加した。
 - (2) 本件入札の結果は、入札金額が請求人の営む会社よりも高い業者の落札であったため、請求人が本件補助事業者等に問い合わせたところ、最低制限価格を設けてあったとのことであるが、入札案内には最低制限価格や予定価格が設定されていることは記載されていなかった。本件補助事業者等からは、不慣れのため最低制限価格を書き忘れたという連絡があったが、書き忘れたでは済まず、入札金額の安い者に決定することが当たり前と考える。最低制限価格があると書かれていれば、福山市の公共工事と同様に計算式があるため、失格しないよう、入札した。
 - (3) 今回の入札は、郵送方式となっていたが、開札当日の朝、本件補助事業者の職員が請求人の会社に来て、入札書を間違えて開封したので再度封をしてくれと言ってきた。入札書を書留で送っているのに、事前に開封することは考えられないことである。封を開けた時点でこの入札は無効である。これは不正である。
 - (4) 入札結果について本件補助事業者に電話したところ、公表できないと言われたが、福山市のマニュアルには、入札結果は、予定価格、最低制限価格、業者の入札金額を閲覧できるよう、帳簿を設置する旨、書かれている。これらのことは全く行われていない。
 - (5) 福山市の補助金事業は、いわば公共事業であり、市民の税金を使って入札する以上、福山市のマニュアルにあるように、入札条件の明示、入札結果の公表など、誰が見ても公正で透明性のあるものでなければならない。
 - (6) 福山市の担当部局（介護保険課）に相談したが、入札の立会いでは入札要綱の内容までは確認していない、入札結果は公表できない、民・民のことには関与しないとされた。

第6 関係機関の陳述等

- 1 保健福祉局長寿社会応援部に対して意見の陳述（請求人の陳述に対する見解を含む。）及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。
- 2 陳述等の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により補助金の交付決定に付すべき条件のうち、同項第 10 号の「市が行う契約手続に準拠しなければならない」については、市が行う契約手続に従ってもらう必要があるが、市と全く同じ方法で契約事務を行わ

なくてもよいと考えている。マニュアルについては、補助事業者の事務執行における手順書、取扱説明書の位置付けである。

- (2) 交付決定取消しの考え方は、入札事務が適正に行われていなかったとしても、そのことだけをもって交付決定を取り消すことは難しいと考えている。

さいたま地方裁判所平成17年6月1日判決では、一般的に補助金等の交付決定に、補助金等交付規則に規定する補助金の交付の決定の取消事由が認められるときであっても、長としては必ず当該交付決定を取り消さなければならないものではなく、補助目的達成の可否について、補助関係の全過程を通じて総合的に判断し、補助金等交付の所期の目的を達成することが困難となったと認められるとき、初めてその取消権を行使すべきものと解することが相当であるとされている。

今回のことと言うと、施設建設自体が完了しない、建設は完了したが建物、人員に関わる基準を満たさず、介護保険サービス事業者の指定を受けることができないため、サービスを提供する見込みがないと認められるときに、初めてその取消権を行使するものと考えている。

- (3) 本件入札の落札者が、最低制限価格未滿で、かつ、最低価格で入札した者であった場合でも、本件補助金の額に変わりはない。

- (4) 2023年（令和5年）4月27日に本件補助事業者に対して事情の聴取を行った。その概要は、次のとおりである。

ア 契約の方法を指名競争入札とすることについては、2022年（令和4年）11月22日の役員会で決定したが、議事録にその旨の記載が漏れていた。

イ 本件入札において最低制限価格を設定した理由は、「社会福祉施設整備マニュアル 契約事務手続（設計・工事）（2022年（令和4年）10月福山市保健福祉局作成）」（以下「整備マニュアル」という。）に基づき設定しなければならないと思ったからである。最低制限価格は、予定価格とともに、前記役員会で決定し、2022年（令和4年）11月25日に予定価格調書に記入した。

ウ 最低制限価格の事前告知については、整備マニュアルにその旨の記載がなかったため、入札案内には記載しなかった。

エ 開札時間前に職員が入札書を開封したのは事実である。封筒に「入札書在中」等の記載がなかったため、職員が誤って開封した。当日の朝報告を受けた。外部へ入札金額を漏らしたことはない。開封したのは1者だけで、開封した指名業者に再封かんを依頼したことも事実である。

オ 開札時間は、16時00分を予定していたが、関係者が揃ったので、30分繰り上げた。

カ 入札結果は、整備マニュアル所定の入札調書により、本社で2023年（令和5年）1月初めから閲覧できるようにしている。

第7 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 本件交付決定に係る経過等

(1) 地域介護総合確保事業補助金の概要

ア 地域介護総合確保事業補助金は、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、その整備等に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものである。

イ 補助事業としては、認知症対応型共同生活介護事業所の整備などに対して補助する地域密着型サービス等整備助成事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等に対する支援事業、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所等の整備に際し、開設準備経費を助成する施設等開設準備等支援補助などがある。

それぞれについて、補助対象となる事業及び経費、補助金額等が定められているが、認知症対応型共同生活介護事業所の整備については、補助金額は1施設当たり33,600,000円以内となっている。補助率は10割である。

ウ 地域介護総合確保事業補助金の財源は、全額広島県からの補助金（歳入費目：(款)県支出金、(項)県補助金、(目)民生費県補助金、(節)社会福祉施設建設費補助金）である。

(2) 本件施設について

本件施設は、認知症対応型共同生活介護事業所であり、認知症のある高齢者（要支援2以上が対象）に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を行うことにより、利用者が残存能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援する施設である。

本件補助事業者が設置し、木造2階建て、延べ面積872.32㎡、定員は18人である。

(3) 本件補助金の交付に係る関係法令等の規定について

● 福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）（抄）
（補助金の交付の決定）

第5条 前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次

に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は予算の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 3 市長は、前項に定める条件のほか、補助事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。
- 4 （略）

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) （略）
 - (2) 第5条第2項又は第3項に規定する条件に違反したとき。
 - (3)～(10) （略）
- 2 （略）

● 福山市地域介護総合確保事業補助金交付要綱（抄）

（補助金の交付決定及び条件）

第4条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の条件を付するものとする。
- (1)～(9) （略）
 - (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続に準拠しなければならないこと。
 - (11)～(13) （略）
 - (14) 前各号に規定する条件に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあること。

(4) 本件交付決定の流れ

ア 福山市高齢者保健福祉計画2021に基づく施設整備に係る事業者の公募

「高齢者の人権が尊重され、健やかで、自立し、安心して暮らせる共生のまち福山をめざして」を基本理念とする福山市高齢者保健福祉計画2021において、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）に定員を76人増とする計画となっている。これに基づき、市長は、2021年（令和3年）9月、定員増に向け、市内全域を対象に、新規整備法人及び定員増を行う既存事業所を公募した。

イ 事業者の選定

市長は、福山市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の審議を経て、本件補助事業者を含む整備法人を選定し、2022年（令和4年）3月、選定結果通知を各事業者に送付した。

ウ 補助内示

(ア) 市長は、イの選定結果に基づき、広島県から令和4年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金の交付内示を受けた後、令和4年第4回福山市議会定例会（9月議会）で令和4年度福山市一般会計補正予算（第3号）が議決されたことから、2022年（令和4年）9月27日付けで、本件補助事業者に対し、2022年度（令和4年度）地域介護総合確保事業補助金の交付の内示（以下「本件内示」という。）を行った。

(イ) 補助金交付予定額は、施設の整備助成事業として33,600,000円（他に、施設等開設準備等支援補助として15,102,000円）である。

(ロ) 内示通知書には、「補助金の交付については、別添の要綱（※）及び「施設整備工事等入札から補助事業終了までの提出物」に記載の手順に基づくことを条件としています」、「この条件が満たされない場合は、補助金交付決定を行わないことがありますので、御留意ください」との記載がある。

※ 補助金交付要綱

(エ) 内示通知書の交付に併せ、整備マニュアルを本件補助事業者に交付している。

(オ) 地域介護総合確保事業補助金の交付に当たり、内示手続は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「補助金交付規則」という。）及び補助金交付要綱に何ら規定されていない。ただし、整備マニュアルには、補助金交付内示の通知を受けた後、補助事業に着手する旨の記載がある。

エ 本件入札の実施

本件内示後、本件補助事業者は、次のとおり本件施設新築工事の請負契約を指名競争入札の方法により締結した。

- ・2022年（令和4年）11月22日 本件補助事業者の役員会において本件入札参加者の選定基準を決定
- ・同年11月29日 本件補助事業者から市へ入札参加者選定届及び入札立会願を提出（同年11月30日受付）
- ・同年12月1日 本件補助事業者から入札参加者（指名業者）に対し入札案内（指名通知）を送付（入札は郵送方式）
- ・同年12月16日 入札執行。本件補助事業者から市へ入札結果届の提出（同年12月20日受付）
- ・同年12月20日 本件補助事業者と落札者が工事請負契約を締結

オ 工事着手

本件施設新築工事は、2023年（令和5年）2月22日に着工され、その旨同年3月1日に市に報告された。なお、完成予定年月日は、同年7月10日となっている。

カ 補助金交付申請

2023年（令和5年）3月28日付けで、本件補助事業者から市長に対し本件補助金の交付申請があった（同月31日受付）。

キ 本件交付決定

市長は、2023年（令和5年）3月31日付けで、本件補助事業者に対し、本件補助金に係る事業に要する経費を202,400,000円、補助金の額を33,600,000円とする本件交付決定を行った。交付決定した本件補助金の額は、本件内示の額と同額である。

また、本件交付決定には、補助金交付要綱第4条第2項各号に掲げる条件が付されていた。

2 監査対象となる財務会計上の行為について

(1) 2022年度（令和4年度）支出負担行為（本件交付決定）

市長は、2023年（令和5年）3月31日付けで本件交付決定を行った。支出負担行為額（交付決定額）は、33,600,000円である。

(2) 変更支出負担行為

2023年（令和5年）3月31日付けで、本件補助事業者から、本件補助金に係る2022年度（令和4年度）終了実績報告が提出された（補助金交付要綱第7条第2項）。2022年度（令和4年度）末の事業進捗率が40%と報告されている。これを受け、市長は、(1)の支出負担行為を変更し、変更後の支出負担行為額は12,096,000円（33,600,000円×0.4×0.9）となった（補助金交付要綱第8条第1項）。変更前の支出負担行為額との差額21,504,000円は、2023年度（令和5年度）へ繰り越している。

(3) 2023年度（令和5年度）支出負担行為

2023年（令和5年）4月1日、繰越明許費分の支出負担行為（21,504,000円）を行った。

(4) 支出命令及び支払

2023年（令和5年）4月13日、2022年度（令和4年度）分として、12,096,000円の支出命令が行われ、同月20日に同額が本件補助事業者を支払われた。

3 本件交付決定に係る補助事業の実施に当たり、本件補助事業者による本件入札の 手続に不備があったかどうか。

(1) 本件交付決定と本件入札の関係

ア 請求人は、本件交付決定に係る補助事業の遂行に当たり、本件補助事業者が行った本件入札において、手続上の不備があるため、本件補助金の支出を行うことが違法又は不当であると主張している。

イ 本件入札は、本件内示後で、かつ、本件交付決定前である2022年（令和4年）12月16日に行われている。これは、市長が本件内示後に事業着手することを認めているからである。

補助金の交付決定に当たっては、市長は補助事業者の申請を審査の上、適当と認めるものについて決定するものとされている（補助金交付規則第5条第1項）。また、市長は、補助金の交付決定に当たり、補助金交付要綱第4条第2項の規定によ

り同項各号の条件を付さなければならない。

ウ そうすると、補助事業着手後に行われた本件交付決定に当たっての市長の前記審査は、交付申請が本件内示に従ったものであるかどうかの観点とともに、補助金交付要綱第4条第2項の規定により補助金の交付決定に付さなければならない条件について交付決定の段階でそごがないことについても行うべきである。

仮に、請求人が主張する入札手続の不備がある場合には、同項の規定により補助金の交付決定に付すべき条件のうち、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続に準拠しなければならないこと」（補助金交付要綱第4条第2項第10号）の違反となる可能性があると考えられる（実際に本件交付決定には、前記1の(4)のキのとおり、この条件が付されている。）。整備マニュアルの記載内容から、契約手続に入札が含まれることは明らかである。

また、請求人は、担当部局に対し、2023年（令和5年）1月末から3月中旬にかけて、本件入札に関し、情報提供と対応依頼を行っている。交付決定前に請求人から担当部局に対し本件入札に関する情報提供があったのであるから、市長において入札手続の不備が重大と思料する場合には、交付しない旨の決定を行うことも考えられる。

エ よって、まず、請求人の主張する本件入札における手続上の不備の有無について、市が行う契約手続に準拠しているかどうかの観点から判断する。なお、補助金交付要綱第4条第2項第10号に定める事由以外の同項各号に定める事由に該当する事実は認められない。

(2) 本件入札における手続上の不備について

請求の要旨等から、請求人は、本件補助事業者が、①最低制限価格を設定したにも関わらず、このことを入札参加者に事前に告知しなかったこと、②開札日の開札時間前に入札参加者の入札書を開封したこと、③入札結果を公表しなかったことが本件入札手続の不備に当たると主張しているので、それぞれについて調査した。

ア 本件入札の実施状況については、次のことが認められる。

(ア) 2022年（令和4年）12月1日付けで本件補助事業者から入札参加者に入札案内が郵送された。当該入札案内には、最低制限価格が設定されていることの記載はない。また、開札は、2022年（令和4年）12月16日16時に本件補助事業者の本社において福山市の立会いを得て行うことが記載されていた。なお、入札は郵送方式によることとされた。

(イ) 2022年（令和4年）12月16日の朝、本件補助事業者は、本来市職員の立会いのもと開封すべき入札書が本件補助事業者の職員により誤って開札時間前に開封されていたことを知った。そのため、事前開封した入札書に係る入札参加者に再封かんを依頼した。

(ウ) 開札は、2022年（令和4年）12月16日15時30分に、本件補助事業者の役職員及び市職員2人の立会いのもと実施された。

本件補助事業者が選定した指名競争入札の入札参加者(指名業者)は15者で、入札では、そのうち9者が辞退し、6者が応札した。開札の結果、予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上で最低の価格を示した業者が落札者となった。最低制限価格は、予定価格とともに、本件補助事業者が2022年(令和4年)11月25日付けで作成した予定価格調書に記載され、当該予定価格調書は封かんされており、入札書の開封時に開封されたことを立会いの市職員が確認している。なお、最低制限価格未满是3者であった。

(エ) 入札結果は、本件補助事業者において入札調書(市へ提出する入札結果届に添付した入札調書と同じもので、予定価格、落札者名、落札価格、指名業者名、入札金額等が記載されている。)を本件補助事業者の事務所で、市において入札結果表(入札調書を基に担当部局が作成したもので、指名業者名、落札者名、落札価格等が記載されている。)を市政情報室で、一般の閲覧に供している。ただし、いずれにおいても最低制限価格は記載されていない。

イ 本件補助事業者が、最低制限価格を設定したにも関わらず、このことを入札参加者に事前に告知しなかったことについて

市が行う建設工事の入札においては、最低制限価格を設定した場合には、入札公告等において告知されている。

本件入札においては、前記アのとおり、最低制限価格を入札参加者に事前に告知せずに指名競争入札を実施したことは明らかである。このことは、補助事業者が行う入札を含む契約事務の手のよりどころとなる整備マニュアルには、最低制限価格の設定について、その算定方法は市に準じて行うよう記載があるものの、事前の告知については記載がないことも一因と考えられるが、本件入札は、公正性、適正性の観点から問題がないとは言えない。入札参加者にすれば、最低制限価格が設定されていることを知っていれば、それを前提に入札金額を設定することになり、入札結果が異なった可能性を否定できないためである。

ウ 本件補助事業者が開札日の開札時間前に入札参加者の入札書を開封したことについて

市が行う郵便等入札においては、市に到達した入札書は内封筒のまま開札日時まで厳重に保管される。

本件入札においては、前記アのとおり、本件補助事業者が開札時間前に入札書の一部を開封したことが認められる。事前開封したことは、故意でないとしても、入札の適正執行上問題があると言わざるを得ない。

エ 本件補助事業者が入札結果を公表しなかったことについて

(7) 整備マニュアルでは、補助事業者における入札結果の開示について、「入札結果(入札業者名、落札者、入札金額及び予定価格)について、(略)法人事務所などで一般の閲覧に供すること」と記載されている。また、福山市での入札結果の公開については、「福山市へ報告された入札結果は、「福山市が所管する社会福祉施設及

び保健衛生施設の整備並びに社会福祉法人の設立に関する情報の公表についての取扱要綱」の様式第5号により、福山市市政情報室において、一般の閲覧に供する」と記載されている。なお、いずれも、最低制限価格は、開示事項となっていない。

以上によれば、入札結果については、一般の閲覧に供するとされているが、ホームページ等で広く周知することまでは義務付けられていない。

- (イ) 本件入札執行後に、入札調書が本件補助事業者の事務所で、入札結果表が市の市政情報室で、一般の閲覧に供されていることは、前記アの(エ)のとおりである。
- (ウ) 以上のとおり、本件補助事業者及び担当部局は、整備マニュアル等に従い、入札結果を一般の閲覧に供しているのであるから、入札結果が公表されていないとの請求人の主張は、当たらない。

オ まとめ

本件入札において、本件補助事業者が、入札参加者に最低制限価格の設定を事前に告知しなかったこと、及び市職員が立ち会う開札の前に入札書の一部を開封したことは、市が行う契約手続に照らし合わせると手続の一部に不備があると認められる。

- (3) 本件交付決定に付された「市が行う契約手続に準拠しなければならないこと」との条件について

市が行う契約手続に準拠することについて、担当部局の見解は、市が行う契約手続に従ってもらわなければならない必要があるが、市と全く同じ方法で契約事務を行わなくてもよく、整備マニュアルは、補助事業者の事務執行における手順書、取扱説明書の位置付けである、というものである。しかしながら、そもそもこのような条件を付したのは、公金を補助金に充てる以上、補助事業の実施に当たって、補助金の使途にふさわしい公正・適正を求めたものと考えられる。

したがって、補助事業者は、事務手続の細部まで整備マニュアルに沿い、全く同じ手続とする必要はないが、当該条件により、できるだけ市に準じて契約手続を行う必要があると考える。

4 本件入札の手続に不備があった場合に、本件交付決定を行い、本件補助金を支出し、又は支出しようとするのが違法又は不当であると言えるか。

- (1) 本件入札の手続の一部に不備があることは、前記3の(2)のオのとおりである。したがって、次に、本件入札に不備があったにも関わらず、市長が本件交付決定を行い、本件補助金を支出し、又は支出しようとするのが違法又は不当であるかどうかについて、判断する。
- (2) 前記3の(1)のウのとおり、市長は、本件交付決定に当たり、補助金交付要綱第4条第2項第10号に掲げる「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続に準拠しなければならない」との条件に適合

しているかどうかの審査をすべきであるが、本件交付決定に当たっての起案文書には、本件補助事業者から提出された交付申請書を、補助金交付要綱及び補助金交付規則に基づき審査した結果適当と認められるため、本件交付決定を行う旨の記載はあるが、適当と認めた理由については何ら記載がない。

そこで、監査委員において、本件入札において手続上の不備があった場合に本件交付決定を行うべきであったかどうかについて、検討する。

(3) 本件交付決定に当たり、この条件に適合していない状況が生じている場合に交付決定を行うかどうかの判断は、本件交付決定後にこの条件に適合しない状況が生じたときに本件交付決定を取り消すかどうかと同じものであると考える。

(4) 補助金の交付決定の取消しについて定めた補助金交付規則第14条第1項の規定の趣旨は、同項各号に該当した場合において、必ず交付決定を取り消さなければならないというものではなく、「全部又は一部を取り消すことができる」との規定からも、その軽重により必要に応じて取り消すことを市長の裁量に任せていると解すべきである。

この点につき、「補助金等の交付決定の取消権の行使については、補助事業者の義務違反(条件違反行為)があるというだけで直ちにこれを行い得るものと解すべきではなく、補助目的達成の可否について補助関係の全過程を通じて総合的に判定し、補助金等交付の所期の目的を達成することが困難となった時点において初めてその取消権を行使すべきものと解するのが相当である」(名古屋高等裁判所平成5年2月23日判決。同旨さいたま地方裁判所平成17年6月1日判決)との裁判例がある。

(5) これを本件交付決定に当てはめると、

ア 本件施設の整備について、事業期間内に事業が完了しない、施設基準を満たさない施設となることが想定されるといった、本件交付決定の所期の目的を達成できない事情は見当たらないこと。

イ 本件補助事業者による本件入札手続の一部の不備は、新型コロナウイルス感染防止を目的に本件入札が郵送方式により行われたため誘発されたとも考えられること(入札会場で入札参加者が入札する方式では、入札書の事前開封は起こり得ず、また、整備マニュアルに、入札担当者による開札前の最低制限価格の設定の告知が定められていることから、この方式によった場合には事前(入札案内時)に最低制限価格の告知が行われていた可能性がある。)

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所の整備に係る地域介護総合確保事業補助金は、1施設当たり33,600,000円(上限)の定額補助である。本件入札において最低価格で入札した者を落札者としても補助金額に変わりはなく、市に損害が発生しているとは認められないこと。また、本件補助事業者が故意に高い入札金額の者を落札者とした場合、本件補助事業者の自己負担額が増加し、本件補助事業者が不利益になるだけであること。

エ 市が行う建設工事の入札において最低制限価格を設定する場合の取扱いを定め

た福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領は、国が定めた低入札価格調査基準を参考に定められている。同基準は、予定価格の75～92%となっているが、本件入札における予定価格に対する最低制限価格の割合は、この範囲内であり、最低制限価格を不当に高く設定しているとは言えず、最低制限価格の設定を事前告知していないという不備はあるものの、最低制限価格の設定及びその額は妥当であると考えられること。

などから、市長が本件交付決定を行ったことは、市長の裁量権の範囲内であり、違法又は不当とは言えない。

5 結論

以上によれば、市長が行った本件交付決定は、違法又は不当であるとは言えず、本件交付決定に基づく本件補助金の支出は、違法又は不当であるとは言えない。

また、本件交付決定の違法又は不当に伴う関係職員の処分を求める請求も失当である。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。

第8 付記

本件施設新築工事に係る本件入札及び請負契約の締結は、本件内示後で、本件交付決定の前に行われている。本件交付決定には所定の条件が付されているが、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続に準拠しなければならないこと」との条件は、契約手続の終了後に付している状況である。

また、補助金交付規則及び補助金交付要綱には、交付決定を受けて補助事業に着手することを前提とした規定がある（補助金交付規則第7条、補助金交付要綱第6条）。

したがって、今後は、補助事業の着手前に交付申請及び交付決定を行うなど、補助金の交付事務を見直すことを検討されたい。

併せて、補助金交付事務の見直しに伴う補助金交付要綱の整理に当たっては、内示に関する規定について追加することを検討されたい。

さらには、入札手続の適正化に資するよう、郵便等による入札の事務処理手続や最低制限価格を設定した場合の事前告知などについて、整備マニュアルへの明記などを検討されたい。